

令和 元年 8 月 5 日

趣旨（※該当する全てにチェック）

- ☒ 各種資料や情報提供
☐ イベント・会議等の案内
☐ その他（ ）

発 表 事 項

行政代執行による特定空家等の解体着手について

内 容

令和元年 7 月 10 日に行政代執行開始宣言を行いました、桜井市大字初瀬地内の危険空家の解体除却工事に関して、下記の日程により家屋の取り壊し作業に着手します。

【対象物件】

- ・所在地 桜井市大字初瀬 2586 番地 4
- ・構 造 木・鉄骨造、瓦葺・陸屋根、地下 2 階付き平家建
- ・規 模（建床面積）約 119 平方メートル
（延床面積）約 253 平方メートル

【今後の予定】

- ・令和元年 8 月 5 日～ 建物解体準備工事
- ・令和元年 8 月 19 日 建物解体着手
- ・令和元年 9 月 中旬 建物解体完了（予定）

【通行規制】

現場前面の市道では、令和元年 8 月 5 日から令和元年 9 月 20 日までの間、解体工事に伴う通行規制を実施する予定です。

規制期間中に取材等のために現場を訪問される場合は、事前に桜井市営繕課へ連絡してください。

また車輛で来場される場合も、あらかじめ営繕課にその旨連絡してください。

日 時

（解体着手）令和元年 8 月 19 日 午前 10 時から

場 所

桜井市大字初瀬 2586 番地 4

資 料

駐車場等位置図

ホームページ掲載

☐ なし ☒ あり ☐ 後日掲載

問い合わせ先

担 当 課

都市建設部 営繕課

取 材 対 応 者

問 い 合 わ せ 窓 口

営繕課 住宅係（0744-42-9111）内線 243

そ の 他

※この件へのお問い合わせは、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをお願いします。